

2026年度気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運營業務 委託仕様書

1 業務名

気候変動対応型いちご生産技術開発事業実証圃設置運營業務

2 業務目的

本県のいちごは全国有数の産出額を誇る重要品目であるとともに、本県育成品種「愛経4号（ブランド名：愛きらり）」は早生性や収量性の高さが評価され生産が拡大している。一方、近年の夏季の異常高温はいちご栽培において花芽分化の遅延、奇形果や重要病害の発生助長といった経営リスクをもたらしており、異常高温は今後も継続する懸念がある。

そこで、本事業では、夏季異常高温の克服に資する新技術の開発と普及に取り組むことで、技術の活用による収穫期間の延長（早期出荷）の実現を目指す。

本業務では、本圃冷却設備等の栽培技術を実装した「実証圃」を生産者の協力を得て生産現場に設置し、当該実証圃の運営を通じて、いちご生産者への新技術の普及や早期出荷の実現に向けた生産及び販売実証などの支援を行う。

3 委託期間

契約日から2027年3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）実証圃の設置

以下により実証圃を設置し、委託期間中、必要な保守や県及び実証圃設置生産者（以下「生産者」という）が行う機器等の操作を補助する。

なお、実証圃の設置に係る生産者の同意の取り付けは県が行う。

ア 設置場所

愛知県岡崎市

イ 設置する実証圃の仕様

別紙「実証圃仕様書」のとおり

ウ 施工期限

2026年7月22日（水）

※本期限までに施工完了し、稼働可能な状態とすること。

※施工完了後は速やかに設備の仕様や機器の操作等について県及び生産者へ説明するとともに、必要な保守を開始すること。

（2）実証圃の運営支援

ア 調査業務

下表の分担により調査を行い、結果を県へ報告すること。

〔調査項目等〕

項目	内容	頻度	実施者		
			県	生産者	受託者
生育	草高、葉柄長、果房あたり着果数	1回/月 (定植後から)	○		
収量	総収穫箱数	毎日		○	
	出荷規格別出荷量	毎日 (慣行区出荷まで)		○	
品質	販売単価	出荷実績を踏まえ適宜	○		
	糖度・官能評価	1回/月	○		
栽培環境	室温・日射量を「あぐりログ」で計測	いちご定植後から2月末まで常時			○
クラウン温度制御	水温（主管の出と戻り、折り返し地点の3点）	1回/月以上 (クラウン冷却期間中)			○
経費	電気使用量	日単位 (クラウン冷却期間中)			○
	農薬購入費	出荷終了時一括		○	

イ 進捗確認及び管理業務

受託者は、8月の定植後から月1回、参加者と日程調整のうえ、打ち合わせを開催し、打ち合わせでは、システムの運営状況及び調査結果を報告するとともに、次回開催日及び場所を決定、報告書を作成、共有する。また、打ち合わせの前後には、調整のうえ、参加者で実証圃場を確認する。

ウ 普及啓発業務

受託者は、県が実施する県内各地からの実証圃視察や以下の研修会などに立ち会い、実証圃に設置した本圃冷却設備等の機能や実証試験の状況、導入効果などについて県とともに説明する。

- ・実証圃の現地確認及び打ち合わせ
回 数：8月から2月にかけて計3回程度
- ・技術体系化会議
開催日：2026年12月（予定）
場 所：西三河総合庁舎

(3) その他

ア 県との調整

- ・(1)、(2)の業務の実施にあたっては、計画段階から県と随時打合せを行い、県の指示に従いながら実施すること。また、県の指示に従い、必要な資料の作成を行うこと。
- ・生産者から本業務に関する意見、要望などを聞き取った際は、遅滞なく県へ報告

し、必要な対応を県の指示のもとで行うこと。

- ・県との打合せにあたっては、対面、オンライン会議のいずれの手法であっても対応すること。
- ・本業務の実施に必要な調整は、内容に応じて以下の県所属と行うこと。

〔業務委託契約に関すること〕

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室

〔実証圃設置・運営に関すること〕

愛知県農業総合試験場普及戦略部技術推進室

イ 謝金等の支払

- ・(1)、(2)の業務において、外部人材への謝金や旅費の支払いが発生した場合は、本委託業務の経費から適切かつ遅延なく執行すること。

ウ その他

- ・(1)、(2)に明記のない事項であっても、本業務の目的達成のために必要と認められる場合は、県へ提案・協議の上、実施すること。

5 実績報告

(1) 成果物等

受託者は、業務を完了した際は遅滞なく「委託業務完了報告書（契約書様式第1号）」及び以下の成果物を提出すること。成果物等については、「(3) 納期」にあるとおり、案を作成して県に提出し、県の確認及び指示を踏まえて内容を修正・確定した完成版を提出すること。

ア 委託業務実績報告書

4の業務内容で示す項目について、実施状況、結果及び成果をとりまとめた「委託業務実績報告書」を作成すること（様式任意）。

なお、報告書には、2027年度以降の事業推進に向けた考察や提言（実証試験の方法や技術の普及促進に関することなど）を含めること。

イ 参考資料

委託業務実績報告書には参考資料として以下を添付すること。

- ・実証圃設置に係る図面等一式
- ・設置した機器等の操作マニュアル等一式（写し）
- ・実証試験にて収集したデータ
- ・県等との各種打ち合わせ記録
- ・本業務で使用した各種文書一式

ウ その他

その他、県と協議の上、県が提出を指定したもの

(2) 納品方法

- ・成果物等は、A4判縦・横書き（作図等は適宜使用し、A3判の折込可）5部とその内容を記録した電子媒体2部（Word、PowerPoint等の加工可能な形式）を提出す

ること。

- ・本業務における制作物（啓発資料等）については、その内容を記録した電子媒体2部（Word、PowerPoint等の加工可能な形式）を提出すること。

（3）納期

- ・案については、2027年2月26日（金）までに提出すること。
- ・県の確認及び指示を踏まえ修正した完成版の成果物等は、委託契約期間内に提出すること。

（4）納入場所

愛知県農業水産局農政部農業経営課農業イノベーション推進室

（5）その他

- ・受託者は、成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- ・納入される成果物等について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

6 留意事項

- ・受託者は、災害その他の不測の事態が発生した場合においても、本業務の継続又は速やかな復旧が図られるよう、県と連携し適切に対応すること。
- ・委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、円滑な業務実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- ・本業務は、特定の農林漁業者や企業、団体の利益追求のために実施するものではない。受託者は本業務の実施にあたり、支援を受けた者から費用を受領することはできないものとする。
- ・受託者は、本業務を通じて知り得た業務上の秘密や個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとし、本業務の実施以外の目的のために使用し、または第三者に漏えいしてはならない。
- ・受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、県と協議し、県の指示に従うこと。
- ・本業務は国の地域未来交付金を活用して行うため、「地域未来交付金制度要綱」に規定する要件を遵守するとともに会計検査等に適切に対応すること。
- ・受託者は設置した機器について、委託期間終了後も耐用年数期間中は責任をもってメンテナンスすること。

(別紙)

実証圃仕様書

1. 場所

愛知県岡崎市

2. 生産者

JA あいち三河岡崎市いちご部会員

3. 圃場概要

奥行き 50m×間口 6m×3棟 = 900 m² (9a)

ゆりかごシステム高設栽培 13列

4. 設置内容

(1) クラウン温度制御装置

- ・高設栽培9aにおいて8月～10月にクラウン部の局所冷却、11～2月にクラウン部の局所加温が可能なチラー、配管、チューブを設置する。

(2) クラウン冷却処理時に利用する外部遮光

- ・遮光率60%前後の遮光資材を、超々促成作型を定植している棟に設置する。

(3) 施設内環境の測定装置

- ・クラウン温度制御時の室温、日射量及びクラウン温度制御中の水温について、出と戻り、折り返し地点の3か所で計測する。室温と日射量は、環境モニタリング装置「あぐりログ」で計測する。

(4) 電気使用量の測定装置

- ・クラウン冷却開始までに、クラウン冷却に用いるチラーの電気使用量を計測するための装置を設置する。

(5) その他

- ・設置する機器は、県内生産者が導入可能であるものとする。
- ・設置にあたっては、生産者と十分調整を行うこと。